

様式 1 公表されるべき事項

国立大学法人九州工業大学(法人番号9290805003499)の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

九州工業大学の主要事業は教育・研究事業である。

役員報酬水準を検討するにあたって、他の国立大学法人、国家公務員、類似事業を実施している民間法人や独立行政法人等のほか、国・地方公共団体が運営する教育・研究機関のうち、常勤職員数や教育・研究事業で比較的の同等と認められる法人等を参考とした。

・人數規模が同規模(500人以上1000人未満)である民間企業の役員報酬…2,884万円

・事務次官の年間報酬額…2,327万円

② 平成30年度における役員報酬についての業績反映のさせ方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

期末特別手当において、国立大学法人評価委員会が行う業務評価の結果等を勘案し、役員の職務実績に応じ、学長がその額の100分の10の範囲内でこれを増減額することができるとしている。

③ 役員報酬基準の内容及び平成30年度における改定内容

法人の長

役員報酬支給基準は、月額及び期末特別手当から構成されている。月額については、九州工業大学役員給与規程に則り、本給(96.5万円(現給保障あり))に地域手当(3%)、実態に応じて通勤手当、単身赴任手当、広域異動手当、管理職員特別勤務手当を加算して算出している。期末特別手当についても九州工業大学役員給与規程に則り、期末特別手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の160、12月に支給する場合には100分の175を乗じ、さらに基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。
なお、平成30年度では、人事院勧告に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、6月の期末特別手当支給割合を157.5から160に、12月の支給割合を172.5から175に変更した。

理事

役員報酬支給基準は、月額及び期末特別手当から構成されている。月額については、九州工業大学役員給与規程に則り、本給(70.6万～81.8万円(現給保障あり))に地域手当(3%)、実態に応じて通勤手当、単身赴任手当、広域異動手当、管理職員特別勤務手当を加算して算出している。期末特別手当についても九州工業大学役員給与規程に則り、期末特別手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の160、12月に支給する場合には100分の175を乗じ、さらに基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。
なお、平成30年度では、人事院勧告に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、6月の期末特別手当支給割合を157.5から160に、12月の支給割合を172.5から175に変更した。

理事(非常勤)

該当者なし

監事

該当者なし

監事(非常勤)

非常勤役員手当は、監事の役割の強化や監査機能強化のため、九州工業大学役員給与規程を改正し、平成30年12月より本給を10万円から15万円に変更している。

2 役員の報酬等の支給状況

| 役名 | 平成30年度年間報酬等の総額 | | | | 就任・退任の状況 | | 前職 |
|--------------|----------------|--------------|-------------|--------------------------------|----------|----|----|
| | | 報酬(給与) | 賞与 | その他(内容) | 就任 | 退任 | |
| 法人の長 | 千円 17,317 | 千円 12,585 | 千円 4,732 | 千円 347 (地域手当) 658 (通勤手当) | | | |
| A理事 | 千円 14,189 | 千円 10,084 | 千円 4,105 | 千円 273 (地域手当) 679 (通勤手当) | | | |
| B理事 | 千円 12,838 | 千円 9,030 | 千円 3,808 | 千円 254 (地域手当) 214 (通勤手当) | | | |
| C理事 | 千円 12,222 | 千円 8,760 | 千円 3,462 | 千円 254 (地域手当) 24 (通勤手当) | | | |
| D理事 | 千円 15,015 | 千円 11,078 | 千円 3,937 | 千円 1694 (地域手当) 0 (通勤手当) | | | |
| A監事 | 千円 該当者なし | 千円 | 千円 | 千円 () | | | |
| B監事 | 千円 該当者なし | 千円 | 千円 | 千円 () | | | |
| C監事 (非常勤) | 千円 1,400 | 千円 1,400 | 千円 | 千円 () | | | |
| D監事 (非常勤) | 千円 1,400 | 千円 1,400 | 千円 | 千円 () | | | |

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入する。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後
独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄

3 役員の報酬水準の妥当性について

【法人の検証結果】

法人の長

九州工業大学は、「わが国の産業発展のため、品格と創造性を有する人材を育成する」という基本理念に基づき、研究教育の質のさらなる高度化を図り、国内外の多様な分野において指導的役割を果たし、グローバルコンピテンシーを有する人材を育成することを使命としており、アクティブラーニングやグローバル化対応教育等の強化による教育改革、イノベーションを創出するための教育・研究環境整備、マレーシアに設置した海外教育研究拠点の活用や海外研修プログラムによる国際化の推進、教職員の選択的年俸制度や在宅勤務制度の導入等による組織制度改革を学長のリーダーシップの下で推進している。

そうした中で、九州工業大学の学長は法人の代表としてその業務を総理するとともに、校務を司り、所属職員を統督して、経営責任者と教学責任者の職務を同時に担っている。

学長の年間報酬額は、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬28,846千円と比較した場合それ以下であり、また事務次官の年間給与額23,274千円と比べてもそれ以下となっている。

九州工業大学では、学長の報酬月額を法人化移行前の国家公務員指定職俸給表の俸給月額を踏まえて決定しているが、学長の職務内容の特性は上記のとおり法人化移行前と同等以上であると言え、これまでの各年度における業績評価の結果を勘案したものとしている。

こうした職務内容の特性や民間企業の役員、他法人との比較を踏まえると、報酬水準は妥当と考える。

理事

九州工業大学は、「わが国の産業発展のため、品格と創造性を有する人材を育成する」という基本理念に基づき、研究教育の質のさらなる高度化を図り、国内外の多様な分野において指導的役割を果たし、グローバルコンピテンシーを有する人材を育成することを使命としており、アクティブラーニングやグローバル化対応教育等の強化による教育改革、イノベーションを創出するための教育・研究環境整備、マレーシアに設置した海外教育研究拠点の活用や海外研修プログラムによる国際化の推進、教職員の選択的年俸制度や在宅勤務制度の導入等による組織制度改革を学長のリーダーシップの下で推進している。

そうした中で、九州工業大学の理事は学長を補佐してその業務を掌理している。

理事の年間報酬額は、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬28,846千円と比較した場合それ以下であり、また事務次官の年間給与額23,274千円と比べてもそれ以下となっている。

九州工業大学では、理事の報酬月額を法人化移行前の国家公務員指定職俸給表の俸給月額を踏まえて決定しているが、理事の職務内容の特性は上記のとおり法人化移行前と同等以上であると言え、これまでの各年度における業績評価の結果を勘案したものとしている。

理事(非常勤)

該当者なし

監事

該当者なし

監事(非常勤)

九州工業大学は、「わが国の産業発展のため、品格と創造性を有する人材を育成する」という基本理念に基づき、研究教育の質のさらなる高度化を図り、国内外の多様な分野において指導的役割を果たし、グローバルコンピテンシーを有する人材を育成することを使命としており、アクティブラーニングやグローバル化対応教育等の強化による教育改革、イノベーションを創出するための教育・研究環境整備、マレーシアに設置した海外教育研究拠点の活用や海外研修プログラムによる国際化の推進、教職員の選択的年俸制度や在宅勤務制度の導入等による組織制度改革を学長のリーダーシップの下で推進している。

そうした中で、九州工業大学の監事は本学の業務や財務状況を把握し監査している。

監事の職務内容の特性は上記のとおり法人化移行前と同等以上であると言え、これまでの各年度における業績評価の結果を勘案したものとしている。こうした職務内容の特性や他法との比較を踏まえると、報酬水準は妥当と考える。

【文部科学大臣の検証結果】

職務内容の特性や国家公務員指定職適用官職、他の同規模の国立大学法人、民間企業等との比較などを考慮すると、役員の報酬水準は妥当であると考える。

4 役員の退職手当の支給状況(平成30年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

| 区分 | 支給額(総額) | 法人での在職期間 | 退職年月日 | 業績勘案率 | 前職 |
|--------------|-------------------------|---|---------------|----------|-------------------------------|
| 法人の長 | 千円 該当者なし | 年 月 | | | |
| 理事A | 千円 該当者なし | 年 月 | | | |
| 理事B | 千円 1,772 (11,449) | 年 2 (18) (18)は年 俸制適用 教育職員 期間2年3 月を含む | 月 0 (0) | H31.3.31 | - 職員の期 間を通算 した役員 |
| 理事C | 千円 該当者なし | 年 月 | | | |
| 理事D | 千円 該当者なし | 年 月 | | | |
| 監事A (非常勤) | 千円 該当者なし | 年 月 | | | |
| 監事B (非常勤) | 千円 該当者なし | 年 月 | | | |

注:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後
独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄

5 退職手当の水準の妥当性について

【法人の判断理由等】

| 区分 | 判断理由 |
|--------------|---|
| 法人の長 | 該当者なし |
| 理事A | 該当者なし |
| 理事B | 九州工業大学役員退職手当規程により、役員退職時の本給月額に役員としての引き続いた在職期間(2年)を九州工業大学職員退職手当規程第9条に規定する(職員として引き続いた)在職期間(教育職員として13年9月+理事として2年)とみなし、同規程により算出した支給率を乗じて得た額を支給した。なお、当該理事の担当業務(研究・産学連携担当)の業績及び個人的な業績について、増額や減額に値する評価はなかったので、業績勘案率は「1」とした。 |
| 理事C | 該当者なし |
| 理事D | 該当者なし |
| 監事A (非常勤) | 該当者なし |
| 監事B (非常勤) | 該当者なし |

注:「判断理由」欄には、法人の業績、担当業務の業績及び個人的な業績の検討結果を含め、業績勘案率及び退職手当支給額の決定に到った理由等を具体的に記入する。

【文部科学大臣の検証結果】

在職期間における法人及び個人の業績などを考慮すると、役員の退職手当の水準は妥当であると考える。

6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

期末特別手当において、国立大学法人評価委員会が行う業務評価の結果等を勘案し、役員の職務実績に応じ、学長がその額の100分の10の範囲内でこれを増減額することができるとしている。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方

当該法人職員の給与水準を検討するにあたって、他の国立大学法人等、国家公務員のほか、平成30年職種別民間給与実態調査によるデータのうち、企業規模別（常勤職員数551人）、職種別平均支給額を参考にした。

(1) 国立大学法人東京農工大学…当該法人は教育・研究等において類似する国立大学法人であり、法人規模についても同等（常勤職員数約600人）となっている。

(2) 国家公務員…平成30年度において、国家公務員のうち行政職俸給表（一）の平均給与月額は410,940円となっており、全職員の平均給与月額は417,230円となっている。

(3) 職種別民間給与実態調査において、本学と同等の規模（500人以上）や職種の大学卒の4月の平均支給額は562,526円となっている。

② 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方（業績給の仕組み及び導入実績を含む。）

当該法人職員の給与水準を検討するにあたって、他の国立大学法人等、国家公務員のほか、平成30年職種別民間給与実態調査によるデータのうち、企業規模別（常勤職員数551人）、職種別平均支給額を参考にした。

(1) 国立大学法人東京農工大学…当該法人は教育・研究等において類似する国立大学法人であり、法人規模についても同等（常勤職員数約600人）となっている。

(2) 国家公務員…平成30年度において、国家公務員のうち行政職俸給表（一）の平均給与月額は410,940円となっており、全職員の平均給与月額は417,230円となっている。

(3) 職種別民間給与実態調査において、本学と同等の規模（500人以上）や職種の大学卒の4月の平均支給額は562,526円となっている。

③ 給与制度の内容及び平成30年度における主な改定内容

当該法人職員の給与水準を検討するにあたって、他の国立大学法人等、国家公務員のほか、平成30年職種別民間給与実態調査によるデータのうち、企業規模別（常勤職員数551人）、職種別平均支給額を参考にした。

(1) 国立大学法人東京農工大学…当該法人は教育・研究等において類似する国立大学法人であり、法人規模についても同等（常勤職員数約600人）となっている。

(2) 国家公務員…平成30年度において、国家公務員のうち行政職俸給表（一）の平均給与月額は410,940円となっており、全職員の平均給与月額は417,230円となっている。

(3) 職種別民間給与実態調査において、本学と同等の規模（500人以上）や職種の大学卒の4月の平均支給額は562,526円となっている。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況（年俸制適用者以外の職員）

| 区分 | 人員 | 平均年齢 | 平成30年度の年間給与額（平均） | | | |
|------------------|----------|-----------|------------------|-------------|--------------|------------|
| | | | 総額 千円 | うち所定内 千円 | うち通勤手当 千円 | うち賞与 千円 |
| 常勤職員 | 人 425 | 歳 48.2 | 7,731 | 5,629 | 112 | 2,102 |
| 事務・技術 | 人 159 | 歳 45.1 | 5,813 | 4,289 | 86 | 1,524 |
| 教育職種 (大学教員) | 人 262 | 歳 50.2 | 8,933 | 6,469 | 128 | 2,464 |
| その他医療職種 (看護師) | 人 4 | 歳 42.3 | 5,233 | 3,874 | 163 | 1,359 |

| | | | | | | |
|-------|--------|-----------|-------------|-------------|----------|-----------|
| 再任用職員 | 人 4 | 歳 61.5 | 千円 3,113 | 千円 2,726 | 千円 65 | 千円 387 |
| 事務・技術 | 人 4 | 歳 61.5 | 千円 3,113 | 千円 2,726 | 千円 65 | 千円 387 |

注1:常勤職員については、在外職員、任期付き職員及び再任用職員を除く

注2:在外職員、任期付職員、非常勤職員については該当者がいないため、表を省略する。

注3:常勤職員の表について、医療職種(病院医師)(病院看護師)については該当者がないため欄の記載を省略した。

① 職種別支給状況(年俸制適用者)

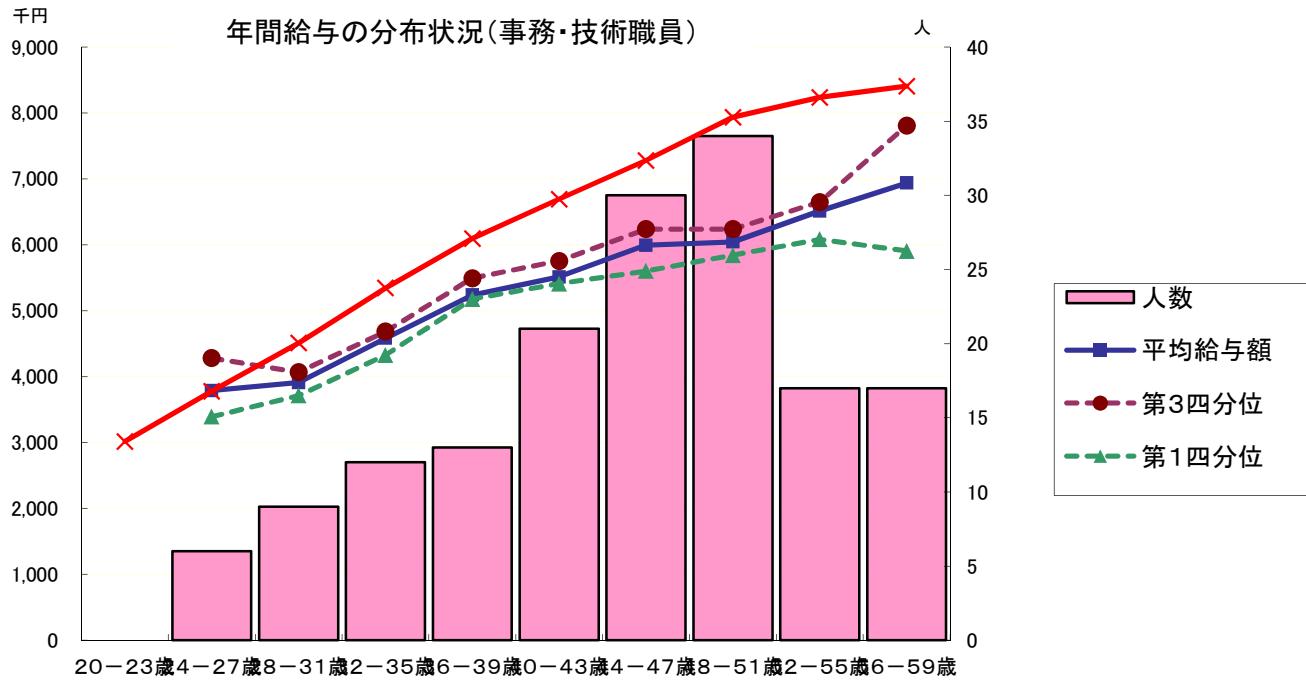
| 区分 | 人員 | 平均年齢 | 平成〇〇年度の年間給与額(平均) | | | |
|-------------------|---------|-----------|------------------|-------------|--------------|------------|
| | | | 総額 千円 | うち所定内 千円 | うち通勤手当 千円 | うち賞与 千円 |
| 常勤職員 | 人 65 | 歳 48.2 | 9,877 | 9,877 | 122 | 0 |
| 教育職種 (大学教員) | 人 60 | 歳 48.7 | 10,170 | 10,170 | 130 | 0 |
| 教育職種 (年俸制教育職員) | 人 | 歳 | | | | |
| 教育職種 (専門職教員) | 人 5 | 歳 41.7 | 6,358 | 6,358 | 31 | 0 |

注1:教育職種(年俸制教育職員)については、該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、区分以外は記載せず、常勤職員全体の数値からも除外している。

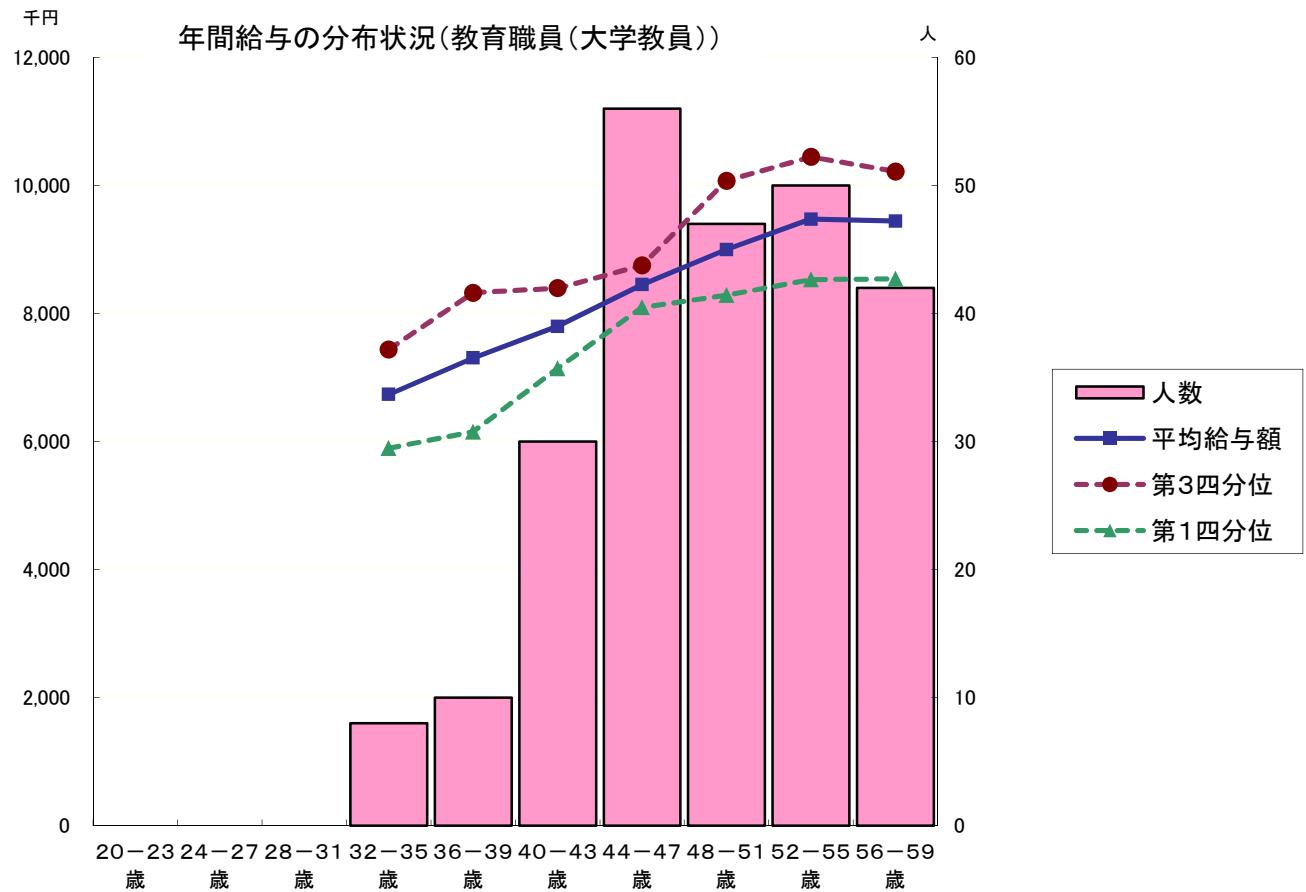
| | | | | | | |
|----------------|---------|-----------|-------------|-------------|-----------|---------|
| 非常勤職員 | 人 69 | 歳 39.8 | 千円 3,757 | 千円 3,757 | 千円 107 | 千円 0 |
| 事務・技術 | 人 35 | 歳 42.7 | 千円 2,774 | 千円 2,774 | 千円 108 | 千円 0 |
| 教育職種 (大学教員) | 人 34 | 歳 36.9 | 千円 4,769 | 千円 4,769 | 千円 106 | 千円 0 |

注:非常勤職員の表について、医療職種(病院医師)(病院看護師)については該当者がないため欄の記載を省略した。

② 年齢別年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)[任期付職員及び再任用職員を除く。以下、④まで同じ。])



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、④まで同じ。



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、④まで同じ。

③ 職位別年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

| 分布状況を示すグループ | 人員 | 平均年齢 | 年間給与額 | |
|-------------|---------|-----------|-------------|-------------------|
| | | | 平均 | (最高～最低) |
| 課長 | 人 14 | 歳 54.9 | 千円 7,842 | 千円 9,931～6,733 |
| 課長補佐 | 19 | 51.1 | 6,450 | 7,494～5,621 |
| 係長 | 89 | 46.2 | 5,770 | 6,461～4,395 |
| 主任 | 14 | 41.8 | 5,095 | 5,895～4,362 |
| 係員 | 23 | 32.2 | 4,058 | 5,048～3,190 |

(教育職員・大学教員)

| 分布状況を示すグループ | 人員 | 平均年齢 | 年間給与額 | |
|-------------|----------|-----------|--------------|--------------------|
| | | | 平均 | (最高～最低) |
| 教授 | 人 105 | 歳 54.3 | 千円 10,097 | 千円 12,380～8,266 |
| 准教授 | 122 | 47.7 | 8,341 | 9,343～6,913 |
| 講師 | 3 | 49.2 | 7,676 | 7,742～7,627 |
| 助教 | 32 | 46.2 | 6,447 | 7,130～5,559 |

④ 賞与(平成30年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

| 区分 | | 夏季(6月) | 冬季(12月) | 計 |
|------|---------------------|-----------|-----------|-----------|
| 管理職員 | 一律支給分(期末相当) | % 57.9 | % 60.6 | % 59.3 |
| | 査定支給分(勤勉相当) (平均) | % 42.1 | % 39.4 | % 40.7 |
| | 最高～最低 | 44.9～39.2 | 42.1～37.4 | 43.5～38.9 |
| 一般職員 | 一律支給分(期末相当) | % 58.2 | % 60.9 | % 59.6 |
| | 査定支給分(勤勉相当) (平均) | % 41.8 | % 39.1 | % 40.4 |
| | 最高～最低 | 44.9～38.6 | 42.1～35.3 | 43.5～37.4 |

(大学職員)

| 区分 | | 夏季(6月) | 冬季(12月) | 計 |
|------|---------------------|-----------|-----------|-----------|
| 管理職員 | 一律支給分(期末相当) | % 56.7 | % 60 | % 58.4 |
| | 査定支給分(勤勉相当) (平均) | % 43.3 | % 40 | % 41.6 |
| | 最高～最低 | 53.8～40.1 | 47.7～37.4 | 50.7～38.7 |
| 一般職員 | 一律支給分(期末相当) | % 58.1 | % 60.8 | % 59.5 |
| | 査定支給分(勤勉相当) (平均) | % 41.9 | % 39.2 | % 40.5 |
| | 最高～最低 | 44.9～38.9 | 44.2～36.2 | 44.4～37.5 |

3 給与水準の妥当性の検証等

事務・技術職員

| 項目 | 内容 |
|-------------------------|--|
| 対国家公務員 指数の状況 | ・年齢勘案 81.4 ・年齢・地域勘案 88.8 ・年齢・学歴勘案 81.7 ・年齢・地域・学歴勘案 88.9 (参考)対他法人 98.1 |
| 国に比べて給与水準が 高くなっている理由 | |
| 給与水準の妥当性の 検証 | (法人の検証結果) 【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 54.94%】 (国からの財政支出額 5,705百万円 支出予算の総額 10,384 百万円 平成30年度予算) 【累積欠損額 なし】 【検証結果】 対国家公務員指数は81.4であり、その他の地域勘案指数、学歴 勘案指数、および地域・学歴勘案指数でも、国の水準は超えて おらず、適切な給与水準を保っている。 (文部科学大臣の検証結果) 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっている こと等から給与水準は適正であると考える。引き続き適正な給与 水準の維持に努めていただきたい。 |
| 講ずる措置 | 今後も国の給与水準を十分に考慮して、適切な給与水準が保た れるように取り組む。 |

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 94.0

(注)上記比較指標は、法人化前の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成30年度の
教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指標である。

4 モデル給与

【事務・技術職員】

○22歳(大卒初任給)

月額 180,700円 年間給与 3,080,664円

○35歳(主任)

月額 281,293円 年間給与 4,795,624円

○50歳(課長補佐)

月額 377,598円 年間給与 6,437,480円

【教育職員(大学教員)】

○27歳(博士後期課程修了助教採用初任給)

月額 289,600円 年間給与 4,937,246円

○35歳(助教)

月額 341,136円 年間給与 5,815,857円

○50歳(教授)

月額 506,039円 年間給与 8,627,206円

※扶養親族がいる場合には、扶養手当
(配偶者月額6500円、子1人につき10,000円)を支給

5 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

勤務評価の結果を踏まえた勤務成績を考慮し、昇格・昇給号俸数の査定を行うとともに勤勉手当の成績率を決定している。

III 総人件費について

| 区分 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和1年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|---------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-------|-------|-------|
| 給与、報酬等支給総額 (A) | 千円 4,373,409 | 千円 4,345,452 | 千円 4,439,045 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 退職手当支給額 (B) | 千円 298,715 | 千円 241,504 | 千円 348,433 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 非常勤役職員等給与 (C) | 千円 1,058,749 | 千円 1,044,812 | 千円 1,095,185 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 福利厚生費 (D) | 千円 745,604 | 千円 754,111 | 千円 783,930 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 最広義人件費 (A+B+C+D) | 千円 6,476,479 | 千円 6,385,880 | 千円 6,666,593 | 千円 | 千円 | 千円 |

注:中期目標期間の開始年度分から当年度分までを記載する。

総人件費について参考となる事項

①「給与、報酬等支給総額」については対前年度2.2%の増加となった。

これは、採用計画上、平成29年度の定年退職などに伴う教職員の減少数を採用者数が上回ったことによる支給額の増加と俸給表の水準・期末・勤勉手当支給率・初任給調整手当の引き上げに伴う増加分が加わったためである。

「最広義人件費」については対前年度比4.4%の増加となった。

これは、定年退職等による退職手当支給人員の増加に伴い「退職手当支給額」が増加(対前年度比44.3%増)したこと、また、「給与、報酬等支給総額」、「非常勤役職員等給与」及び「福利厚生費」が、教職員の増加により、昨年度に比べ増加したためである。

②「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成29年11月17日閣議決定)に基づき、平成30年1月から以下の措置を講ずることとした。

・役職員の退職手当について、規程改正を実施した。

役員に関する講じた措置の概要:調整率「104分の87」を「100分の83.7」を乗じて得た額とした。

・職員に関する講じた措置の概要:調整率「100分の87」を「100分の83.7」最高限度額の支給率「49.59」を「47.709」とした。

IV その他

特になし